

# 鹿児島県の最低賃金

必ずチェック! 最低賃金!



## 地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	953円	令和6年10月5日	鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

## 特定最低賃金(産業別最低賃金)

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車(新車)小売業	986円	令和6年12月21日	次に掲げる者を除く(ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます) ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	953円	令和6年度は改正がありません。 このため、令和6年10月5日から鹿児島県最低賃金953円以上の支払いが必要となります。	<p>最賃との比較チェック → </p>
百貨店、総合スーパー	953円		

●特定最低賃金(産業別最低賃金)の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 (電話) 099-223-8278  
鹿児島労働基準監督署 (電話) 099-214-9175  
鹿屋労働基準監督署 (電話) 0994-43-3385

川内労働基準監督署 (電話) 0996-22-3225  
加治木労働基準監督署 (電話) 0995-63-2035  
名瀬労働基準監督署 (電話) 0997-52-0574

## 非正規雇用労働者の基本給の引上げに「キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)」

をご活用ください

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【お問い合わせ先】鹿児島労働局職業対策課 (電話) 099-219-5101



## 《業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口》

鹿児島働き方改革推進支援センター (電話) 0120-221-255



鹿児島労働局・労働基準監督署

